

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。

こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

町においても、子ども・子育て支援法に基づき平成27年に第1期計画を、令和2年には第2期計画を策定し、幼児教育と保育を一体的に提供する体制づくりや子育て支援サービスの充実を図っています。

また、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

また、同じくして、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となり、こども施策に関する大綱が示されました。

このような状況を踏まえ、これからも幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくとともに、こども基本法に基づき、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組などを社会の真ん中に据えた施策の方向性を盛り込んだ『第3期美深町こども・子育て支援事業計画』（令和7年度～令和11年度）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

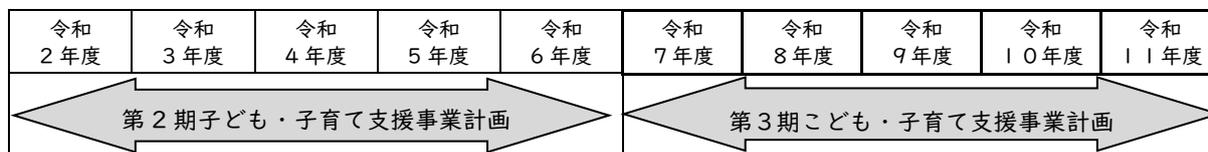
現行計画である「美深町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、次世代育成支援対策推進法第8条に定められる「市町村行動計画(次世代育成支援行動計画)」を包含する計画です。

さらに、まちづくりの総合的指針である「第6次美深町総合計画」や「美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画として、こども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための計画となるものです。

「第3期美深町こども・子育て支援事業計画」では、国の「こども基本法」や「こども大綱」を勘案し、現行計画に新たに少子化対策の内容を含め、こども施策を総合的に推進します。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から、令和11年度を目標年次とする5年間を計画期間とします。



4 児童人口の推計

計画期間の児童人口については、過去3年の住民基本台帳人口を用いて、「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

【計画期間における児童人口の推計】

| 年齢 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-----|------|------|------|-------|-------|
| 0歳 | 16 | 14 | 14 | 14 | 12 |
| 1歳 | 12 | 15 | 13 | 13 | 13 |
| 2歳 | 18 | 12 | 16 | 13 | 13 |
| 3歳 | 15 | 18 | 12 | 16 | 13 |
| 4歳 | 26 | 17 | 20 | 13 | 17 |
| 5歳 | 22 | 25 | 16 | 19 | 13 |
| 6歳 | 17 | 20 | 23 | 14 | 17 |
| 7歳 | 18 | 17 | 20 | 23 | 13 |
| 8歳 | 18 | 17 | 16 | 19 | 22 |
| 9歳 | 21 | 17 | 16 | 16 | 19 |
| 10歳 | 13 | 20 | 16 | 15 | 15 |
| 11歳 | 20 | 12 | 19 | 15 | 14 |
| 合計 | 216 | 204 | 201 | 190 | 181 |

※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。